

稚内市省工ネ製品買替促進補助金 FAQ【第四版】

(令和8年3月31日)

稚内市企画総務部エネルギー対策課

【目次】

基本事項	3
Q. 事業の目的・概要を教えてください。.....	3
Q. 冷蔵庫とLED照明器具を対象にした理由を教えてください。.....	3
補助金額について	3
Q. 補助金額はいくらですか。.....	3
Q. 何が補助対象経費となりますか。.....	3
Q. 対象となる台数に制限はありますか。.....	3
補助対象者について	4
Q. 補助対象者の条件を教えてください。.....	4
Q. 令和6年度（または令和7年度）に補助金を受給しましたが、令和8年度に再度申請することは可能ですか。.....	4
Q. 同じ住宅に住んでいても住民登録の世帯が別であれば、世帯ごとに申請は可能ですか。....	4
Q. 世帯主でなくても申請は可能ですか。.....	4
Q. 法人や団体などが申請することはできますか。.....	4
Q. アパート等の所有者が賃貸物件の冷蔵庫や照明器具を買い替えるために申請することはできますか。.....	4
Q. 住民登録は稚内市ですが仕事のため一時的に市外に居住しています。補助金の申請できますか。.....	4
補助対象製品について	5
Q. どのような製品が対象となりますか。.....	5
Q. 省エネ基準達成率はどのように確認すればよいですか。.....	5
Q. 市外の店舗で購入したものやインターネットで購入したものは対象になりますか。.....	5
Q. リサイクルショップ等で購入した中古品は対象になりますか。.....	5
Q. 製品を購入できる店舗は決まっていますか。.....	5
Q. LED照明器具は複数の店舗で購入することも可能ですか。.....	5
Q. 新たに冷蔵庫やLED照明器具を設置する場合は対象になりますか。.....	5
Q. 使用していた冷蔵庫や照明器具をそのまま使用し続けることはできますか。.....	5
Q. 使用していた冷蔵庫はどのように廃棄すればよいですか。.....	6
Q. 新しい冷蔵庫を購入する前に古い冷蔵庫を廃棄しても良いですか。.....	6
Q. 使用していた冷蔵庫や照明器具をリサイクルショップや個人に売った場合は対象になりますか。.....	6
Q. 新築住宅に設置するLED照明器具は対象になりますか。.....	6
Q. 住宅リフォームの中でLED照明器具への交換を行いますか対象になりますか。.....	6
Q. 自らの住宅以外に設置するものは対象になりますか。.....	6
Q. ポータブル冷蔵庫やLEDスタンドライトは対象になりますか。.....	6
Q. 冷凍庫は対象になりますか。.....	6

Q. 現在使用している照明器具のランプのみを LED に交換する場合は対象になりますか。	6
Q. LED 照明器具から LED 照明器具への交換は対象になりますか。	6
申請手続きについて	7
Q. 令和8年度の申請受付はいつから開始しますか。	7
Q. 令和8年度の申請受付の締め切りはいつですか。	7
Q. 申請手続きはどのように行えばよいですか。	7
Q. 冷蔵庫と LED 照明器具の両方の補助金をあわせて申請することは可能ですか。	7
Q. 申請手続きを家電販売店に代理してもらうことは可能ですか。	7
Q. 電子申請は可能ですか。	7
Q. 令和6年度または令和7年度に対象製品を購入して申請していなかった場合、令和8年度に申請することはできますか。	7
申請書類について	8
Q. 申請には何が必要ですか。	8
Q. 申請書はどこで入手できますか。	8
Q. 領収書やレシートに記載が必要な事項を教えてください。	8
Q. 領収書やレシートに必要事項が記載されていない場合はどうすればよいですか。	8
Q. メーカー保証書が見当たりませんがどうしたらよいですか。	8
Q. 取り替える前と取り替えた後の照明器具の写真はどのように撮影すればよいですか。	8
Q. 照明器具を取り替える前の写真を撮り忘れてしまいました。補助金の申請はできますか。	9
Q. 必要書類（領収書、家電リサイクル券など）を紛失してしまいました。補助金の申請はできますか。	9
Q. 補助金の振込先を申請者名義以外の口座にすることはできますか。	9
Q. 電子申請する場合の必要書類はどうしたらよいですか。	9
その他	9
Q. 商品券やポイントを利用して購入した場合も対象になりますか。	9
Q. 値引き分は対象になりますか。	9
Q. 補助金の交付を受けた後に転出することになりましたが、必要な手続きはありますか。	9
Q. 補助金の交付を受けた製品を処分（譲渡、交換、廃止、貸し付けなど）することはできますか。	9
Q. 補助事業はいつまで実施しますか	10

基本事項

Q. 事業の目的・概要を教えてください。

A. 2050年ゼロカーボンシティの実現に向けて、家庭における二酸化炭素排出量を削減するエネルギー効率の高い省エネ製品への買い替えを促進することを目的に、住宅の冷蔵庫又は照明器具を買い替える市民に対して、費用の一部を補助する事業です。

Q. 冷蔵庫とLED照明器具を対象にした理由を教えてください。

A. 冷蔵庫と照明は、家庭における家電の中でも特に消費電力が大きく、最新の省エネ家電に買い替えることにより、二酸化炭素排出量の削減効果が大きいことから、この2品目を対象としたところです。

補助金額について

Q. 補助金額はいくらですか。

A. 補助対象製品の購入費（税別）に2分の1を乗じた額（千円未満は切り捨て）が補助金額となります。上限額は冷蔵庫が4万円、LED照明器具が1万円です。

Q. 何が補助対象経費となりますか。

A. 補助対象製品の購入費（税別）のみが補助対象となり、消費税、設置工事費、送料などは補助対象外です。また、補助対象経費が5千円に満たない場合も補助対象外となります。

Q. 対象となる台数に制限はありますか。

A. 冷蔵庫は1台のみ対象となります。LED照明器具は複数台分をまとめて申請することが可能です。

◆冷蔵庫の補助金額（例）

- 69,800円（税別）の対象製品を購入
 $69,800 \text{円} \times 1/2 = 34,900 \text{円}$ **補助金額 34,000円** [千円未満切り捨て]
- 150,000円（税別）の対象製品を購入
 $150,000 \text{円} \times 1/2 = 75,000 \text{円}$ **補助金額 40,000円** [上限額]

◆LED照明器具の補助金額（例）

- 10,000円（税別）の対象製品を2台、4,000円（税別）の対象製品を3台購入
 $(10,000 \text{円} \times 2 + 4,000 \text{円} \times 3) \times 1/2 = 16,000 \text{円}$ **補助金額 10,000円** [上限額]
- 4,000円（税別）の対象製品を1台購入
補助対象経費が5,000円未満のため**補助対象外**

補助対象者について

Q. 補助対象者の条件を教えてください。

A. 対象製品の購入及び申請時点で稚内市に住民登録をしていて、市税を滞納していない方が対象になります。ただし、補助金の受給は、冷蔵庫・照明器具ともに1世帯につき1回となっていますので、既に同じ品目で補助金を受給した方が世帯にいる場合は申請できません。

Q. 令和6年度（または令和7年度）に補助金を受給しましたが、令和8年度に再度申請することは可能ですか。

A. 補助金の受給は、冷蔵庫・照明器具のそれぞれで1世帯1回までとなっており、令和6年度および令和7年度に受給した分も含めます。そのため、令和6年度（または令和7年度）に冷蔵庫を購入して補助金を受給した場合、令和8年度に再度冷蔵庫を購入しても補助金の申請はできません。ただし、LED照明器具で補助金を受給していなければ、LED照明器具の申請は可能です。

Q. 同じ住宅に住んでいても住民登録の世帯が別であれば、世帯ごとに申請は可能ですか。

A. 申請可能です。2世帯住宅など同じ住宅に住んでいても、住民登録上の世帯が別になっていれば、それぞれの世帯で申請できます。

Q. 世帯主でなくても申請は可能ですか。

A. 申請可能です。世帯主以外も申請はできますが、申請回数は1世帯につき1回となっていますので、同じ品目で本補助金の交付を受けた方が世帯にいる場合は申請できません。

Q. 法人や団体などが申請することはできますか。

A. 申請できません。本事業の対象者は個人となっています。

Q. アパート等の所有者が賃貸物件の冷蔵庫や照明器具を買い替えるために申請することはできますか。

A. 申請できません。本事業は申請者が居住する住宅の買い替えを対象とする事業となっています。ただし、賃貸物件に居住する借主については、補助対象者の条件に該当していれば申請可能です。

Q. 住民登録は稚内市ですが仕事のため一時的に市外に居住しています。補助金の申請できますか。

A. 補助金の申請は可能ですが、補助対象製品の設置場所は申請者が住民登録している市内住宅となります。そのため、市外の居住地に設置する場合は補助対象外となります。

補助対象製品について

Q. どのような製品が対象となりますか。

- A. 次の全てに該当する冷蔵庫・LED 照明器具が補助対象製品となります。
- ・省エネ基準達成率が 100%以上のもの（省エネ性マークが緑色）
 - ・稚内市内の店舗で購入した新品のもの
 - ・これまで使用していたものから買い替えるもの
 - ・申請者の住宅で固定して使用するもの
 - ・申請する年度内に購入したもの
（令和 8 年度に申請する場合は令和 8 年 4 月 1 日以降に購入したもの）

Q. 省エネ基準達成率はどのように確認すればよいですか。

- A. 資源エネルギー庁が公表している「省エネ型製品情報サイト」又は購入店舗でご確認ください。
- ・省エネ型製品情報サイト ⇒ <https://seihinjyoho.go.jp/>

Q. 市外の店舗で購入したものやインターネットで購入したものは対象になりますか。

- A. 対象になりません。

Q. リサイクルショップ等で購入した中古品は対象になりますか。

- A. 対象になりません。

Q. 製品を購入できる店舗は決まっていますか。

- A. 新品の冷蔵庫や LED 照明器具を取り扱っている市内の店舗であれば、特に制限はありません。

Q. LED 照明器具は複数の店舗で購入することも可能ですか。

- A. 市内の店舗であれば、複数の店舗での購入も可能です。

Q. 新たに冷蔵庫や LED 照明器具を設置する場合は対象になりますか。

- A. 対象になりません。本事業は、古い製品を新しい製品に買い替えることにより、家庭における二酸化炭素排出量の削減を図ることが主目的のため、新たに設置する場合は補助対象外となります。

Q. 使用していた冷蔵庫や照明器具をそのまま使用し続けることはできますか。

- A. できません。本事業は、古い製品を新しい製品に買い替えることにより、家庭における二酸化炭素排出量の削減を図ることが主目的のため、古い冷蔵庫や照明器具は廃棄することが条件となっています。

Q. 使用していた冷蔵庫はどのように廃棄すればよいですか。

A. 新しい冷蔵庫を購入した店舗に引き取りを依頼してください。申請する際の添付書類として、家電リサイクル券（排出者控）の写しが必要になります。

Q. 新しい冷蔵庫を購入する前に古い冷蔵庫を廃棄しても良いですか。

A. 買い替えたことを確認するため、原則、新しい冷蔵庫の購入日以降にそれまで使用していた古い冷蔵庫を廃棄してください。

Q. 使用していた冷蔵庫や照明器具をリサイクルショップや個人に売った場合は対象になりますか。

A. 対象になりません。古い冷蔵庫や照明器具は廃棄することが条件となっています。

Q. 新築住宅に設置する LED 照明器具は対象になりますか。

A. 新たに設置することになるため対象になりません。

Q. 住宅リフォームの中で LED 照明器具への交換を行います対象になりますか。

A. リフォーム前後の照明器具について確認することができれば対象になります。添付書類として取り替え前後の写真が必要になります。対象経費は LED 照明器具本体の購入費（税別）のみとなります。

Q. 自らの住宅以外に設置するものは対象になりますか。

A. 対象になりません。申請者が住民登録している市内住宅への設置が補助要件となっているため、それ以外の場所へ設置するものは補助対象外です。また、居住スペース以外の店舗や事務所、車庫や物置へ設置する場合も補助対象外です。

Q. ポータブル冷蔵庫や LED スタンドライトは対象になりますか。

A. 対象になりません。住宅に固定して使用するものが対象となっているため、持ち運び可能なポータブル冷蔵庫や LED スタンドライトは補助対象外です。

Q. 冷凍庫は対象になりますか。

A. 対象になりません。

Q. 現在使用している照明器具のランプのみを LED に交換する場合は対象になりますか。

A. ランプのみの交換は対象になりません。また、ランプ別売の照明器具についても対象になりません。

Q. LED 照明器具から LED 照明器具への交換は対象になりますか。

A. 対象になります。

申請手続きについて

Q. 令和8年度の申請受付はいつから開始しますか。

A. 令和8年度の申請受付は令和8年5月1日（金）から開始する予定です。

Q. 令和8年度の申請受付の締め切りはいつですか。

A. 令和9年3月31日までの予定ですが、申請状況によっては締め切りが早まる可能性があります。最新情報はホームページや新聞等を通じてお知らせします。

Q. 申請手続きはどのように行えばよいですか。

A. 大まかな流れは以下のとおりです。

- ①市内店舗で対象製品を購入【申請者】
- ②申請書類の作成、市エネルギー対策課へ提出【申請者】
- ③申請書類の審査、交付決定（却下）の通知【市】
- ④指定口座へ補助金の振込【市】

Q. 冷蔵庫とLED照明器具の両方の補助金をあわせて申請することは可能ですか。

A. 申請様式や添付書類が異なるため、それぞれ申請書類を作成した上で提出することになります。

Q. 申請手続きを家電販売店に代理してもらうことは可能ですか。

A. 申請者は購入者（使用者）本人となっており、代理での申請はできません。家電販売店の了承が得られれば、申請書の作成に協力いただくことは可能と考えますが、申請には身分証明書や口座番号など、個人情報が必要となります。

Q. 電子申請は可能ですか。

A. 可能です。市ホームページ等から入力フォームにアクセスして申請手続きを行ってください。入力フォームは、冷蔵庫とLED照明器具で異なりますのでご注意ください。

Q. 令和6年度または令和7年度に対象製品を購入して申請していなかった場合、令和8年度に申請することはできますか。

A. 申請できません。補助対象は申請する年度内に購入したのものとなっているため、令和8年度の補助金については令和8年4月1日以降に購入したものが対象となります。

申請書類について

Q. 申請には何が必要ですか。

A. 次の書類が必要になります。

《共通》

- ・申請書（請求書）
- ・領収書又はレシートの写し
- ・メーカー保証書の写し
- ・申請者の本人確認書類の写し（例：運転免許証、マイナンバーカード（表面）等）
- ・振込口座を確認できる通帳、キャッシュカード等の写し（申請者名義）

《冷蔵庫のみ》

- ・家電リサイクル券（排出者控）の写し

《LED 照明器具のみ》

- ・取り替える前と取り替えた後の照明器具の写真

Q. 申請書はどこで入手できますか。

A. 市役所ホームページからダウンロード可能です。また、市エネルギー対策課や家電販売店でも配布しています。

Q. 領収書やレシートに記載が必要な事項を教えてください。

A. 領収書やレシートには、購入者名、購入日、店舗名、店舗住所、製品名、型番、購入金額、金額内訳の記載が必要です。

Q. 領収書やレシートに必要な事項が記載されていない場合はどうすればよいですか。

A. 必要事項が記載されている明細書等が発行されている場合は、領収書等と併せてそちらを添付してください。レシートで購入者名が記載されていない場合は、余白にボールペンで記載してください。なお、購入者・申請者・使用者は同一である必要があります。

Q. メーカー保証書が見当たりませんがどうしたらよいですか。

A. 製品の箱や説明書に付いている場合もありますのでご確認ください。保証書には必要事項を記載する必要があります。購入店舗からメーカー保証書添付用としてレシート等が発行されている場合は、そちらを添付してください。メーカー保証書が無い場合は、購入した製品の名称や型番が分かる説明書やカタログ等を添付してください。

Q. 取り替える前と取り替えた後の照明器具の写真はどのように撮影すればよいですか。

A. 天井や壁に設置されている状態で撮影してください。カバーがついているものは、カバーを外してから撮影してください。

Q. 照明器具を取り替える前の写真を撮り忘れてしまいましたが、補助金の申請はできますか。

A. 原則、必要書類が揃っていなければ補助金の申請はできません。特別な事情がある場合は市エネルギー対策課にご相談ください。

Q. 必要書類（領収書、家電リサイクル券など）を紛失してしまいましたが、補助金の申請はできますか。

A. 原則、必要書類が揃っていなければ補助金の申請はできません。再発行等については発行元にご相談ください。

Q. 補助金の振込先を申請者名義以外の口座にすることはできますか。

A. できません。補助金の振込先は申請者名義の口座に限ります。口座を開設できない等の特別な事情がある場合は、市エネルギー対策課にご相談ください。

Q. 電子申請する場合の必要書類はどうしたらよいですか。

A. それぞれの書類を写真やスキャナでデータ化して、入力フォームにアップロードしてください。なお、領収書の補足として明細書を添付する場合等については、領収書と明細書を並べて写真撮影するなど、一つのデータにする必要があります。

その他

Q. 商品券やポイントを利用して購入した場合も対象になりますか。

A. 対象になります。ただし、領収書等の合計金額は商品券やポイント利用分も含めた金額となっている必要があります。

Q. 値引き分は対象になりますか。

A. 対象になりません。補助対象製品の購入費（税別）から値引き分を除いた額が、補助対象経費となります。

Q. 補助金の交付を受けた後に転出することになりましたが、必要な手続きはありますか。

A. 転出先で申請者本人が引き続き製品を使用する場合は特別な手続きは必要ありません。

Q. 補助金の交付を受けた製品を処分（譲渡、交換、廃止、貸し付けなど）することはできますか。

A. 補助対象製品の購入から、冷蔵庫は6年以内、LED照明器具は1年以内の期間は、処分することはできません。期間内に処分する場合は、手続きが必要となりますので市エネルギー対策課までご連絡ください。場合によっては、補助金の返還が必要になります。

Q. 補助事業はいつまで実施しますか。

A. この補助事業は令和6年度から3年間の時限的な事業となっているため、令和8年度をもって終了する予定です。